

北海道からの道州制特区提案に係る対応について【総括表】

参考資料1

(○は道州制特別区域基本方針の変更を行うもの)
(△は検討を継続するもの)

(第4次提案 平成21年7月16日提出)

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
①	「条例による法令の上書き権」の創設	総務省	地方分権改革推進計画に基づき条例制定権を拡大
②	国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	内閣官房	現行制度で対応可能である旨を通知
③	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	総務省	現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知
④	過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	厚生労働省	基本的には対応困難であるが、 現行制度で一部対応可能である旨通知
△⑤	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	消費者庁	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討

(第3次提案 平成20年10月8日提出)

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
②	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	国土交通省	維持管理に係る負担金制度を全国的に廃止

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

(第4次提案 平成21年7月16日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
1	<p style="text-align: center;">「条例による法令の上書き権」 の創設</p> <p>(内容) 地域において、地域の特性に応じた施策展開ができるようにするため、地方公共団体の事務に関する法令上の基準などについては、原則として条例で書き換えることができること(上書き権)の根拠規定を地方自治法の中に創設する。</p>	総務省	地方分権改革推進計画に基づき条例制定権を拡大	<p>・地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大に取り組み、必要な法制上その他の措置を講じる。</p>
2	<p style="text-align: center;">国の出先機関等に係る 予算・人員等の情報開示</p> <p>(内容) 道州制特区推進法に基づく権限移譲の提案について、北海道(特定広域団体)が事前に国の出先機関等の予算や人員体制等について把握した上で権限移譲を求めることができるよう、国が北海道からの求めに応じ、財源や人員等の内容について情報を開示しなければならないこととする。</p>	内閣官房	現行制度で対応可能 である旨を通知	<p>・道州制特区推進法第26条を活用し、必要な資料の提供等を求めることが可能である旨を通知</p>

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
3	<p style="text-align: center;">郵便局の活用が可能な 地方公共団体事務の拡大</p> <p>(内容) 住民サービスの向上や行政の効率化に向けて、市町村が地域の郵便局を効果的に活用できるようにするため、現在、法律で定められている郵便局で取り扱うことができる地方公共団体の事務を、地域の状況に応じて、条例で増やすことができるようにする。</p>	総務省	現行制度で対応可能な 範囲を明確化し、通知	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)により、地方公共団体は指定した郵便局において、6つの証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を取り扱わせることができる。また、個別法に基づくものではなく地方公共団体が独自に交付している証明書については、各地方公共団体の判断により交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を郵便局において取り扱わせることができる。 ・上記の旨を、文書により通知する。 ・なお、政府においては、「郵政改革の基本方針」(平成21年10月20日閣議決定)に基づき、郵便局ネットワークを地域のワンストップ行政の拠点として活用することとしている。
4	<p style="text-align: center;">過疎地域等における病院と 診療所の連携に係る特例措置</p> <p>(内容) 病院のベッドの一部を地域の診療所に開放し、診療所の医師と病院の医師が連携し、共同で患者の診療等を行う「開放病床」が過疎地域等において促進されるよう、開放病床を設置している病院における医療法に基づき配置すべき医師の標準数の算定式に、特例措置を講じる。</p>	厚生労働省	基本的には対応困難である が、現行制度で一部対応可 能である旨通知	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置基準は、提供される医療サービスの質に直結し、国民の生命に重大な影響を及ぼすものであるため全国統一の基準を定める必要がある。 ・なお、過疎地域等において医師の確保が著しく困難であると認められる病院における人員配置基準を緩和することについては、医療法施行規則第50条の規定により対応することが可能である旨を、文書により通知する。

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
5	<p style="text-align: center;">健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設</p> <p>(内容) 人の健康に好影響を与える、いわゆる健康食品について、その情報を表示できるのは、現在、消費者庁長官が許可する「特定保健用食品」制度しかないことから、道内が主産地である農水産物を原料とする健康商品に関し、その情報を北海道独自の表示基準に基づき、北海道知事の許可により表示することができるようにする。</p>	消費者庁	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁内の「健康食品の表示に関する検討会」において、健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点の整理を行った上で、消費者委員会へ報告、引き続き議論される予定であり、その検討結果を踏まえて継続検討する。 ・北海道における審査等の体制整備の状況等も勘案し継続検討する。

(第3次提案 平成20年10月8日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
2	<p style="text-align: center;">維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止</p> <p>(内容) 国と地方公共団体の役割分担の明確化のため、国道、一級河川、都市公園の国直轄事業について、その維持管理費を道に一部負担させることを廃止する。</p>	国土交通省	維持管理に係る負担金制度を全国的に廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・第174回通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出したところ。 ・ただし、経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、地方から負担金を徴収する(平成23年度には維持管理費負担金を全廃する)。